

平成 29 年 1 月 31 日

金融庁総務企画局
企業開示課 御中

特定非営利活動法人
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク
理事長 牛島 信

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）
についての CG ネットの意見

平成 28 年 12 月 15 日に金融庁から発表された『「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）」（以下「本コード案」という。）について、以下のとおり、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CG ネット」という。）の意見を述べる。

今般発表された本コード案は、大手上場企業等の監査を担う大手監査法人等の組織的な運営において確保されるべき原則を規定している。これは、上場企業の不適切会計事件を踏まえたものであり、監査法人の組織的な運営、すなわち、ガバナンスについての問題意識が背景にあると考えられ、適切である。

同時に、会計監査に関連する手続きを規制により強化するのではなく、監査法人の組織的な運営力の強化を通じて、会計監査に従事する人材が企業経営や資本市場を取り巻く環境に対する認識や役割意識を高めていくことに重点が置かれている点でも、これまでの会計不祥事後の監査制度改革に比し実質的な監査品質の向上に資するものと考えられる。

会計監査は資本市場を支える重要なインフラである。監査法人に実効的なガバナンスを確立させ、その信頼性を確保することは、日本経済の持続的な成長にとって極めて重要である。金融庁が本コード案を策定すること及びその内容、そして、本コード案の適用についてコンプライ・オア・エクスプレインの手法によることが想定されていることには、大いに賛同したい。

上場企業にコーポレートガバナンス・コードが適用され、上場企業におけるガバナンスの実効性が高まってきているのと同様に、上場企業の監査を担う大手監査法人をはじめとする各監査法人が本コード案を実践することで、実効的な組織運営が実現されることを期待したい。例えば、監査法人が被監査会社と意見交換する際には、本コード案に明示されている経営陣幹部や監査役だけでなく、社外取締役との意見交換が積極的に検討されるべき場合もあると考えられる。



また、本コード案が確定した際には、金融庁が、このような本コード案を策定した理由、意義などを関係各所にわかりやすい形で周知徹底されることをお願いしたい。

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp